

山形県新博物館基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 山形県立博物館の移転整備に係る基本的な方向性を示す新博物館基本構想を策定するに当たり、有識者等の意見を反映するため、山形県新博物館基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行うとともに、検討結果の取りまとめを行うものとする。

- (1) 新博物館の理念・コンセプトに関する事項
- (2) 新博物館の機能に関する事項
- (3) 新博物館の施設整備に関する事項
- (4) 新博物館の管理運営に関する事項
- (5) 新博物館開館までの進め方に関する事項
- (6) その他新博物館基本構想の策定に関して必要な事項

(委員及び委員長)

第3条 委員会の委員は、別紙のとおりとする。

- 2 委員の任期は、この要綱の施行の日から令和7年3月31日までとする。ただし、必要に応じて延長することができる。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見等を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、山形県みらい企画創造部企画調整課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年6月14日から施行する。

山形県新博物館基本構想検討委員会委員名簿

(敬称略、五十音順)

| 役 職 等 | 氏 名 | 備 考 |
|--|-------|-----|
| 山形県文化財保護協会会長 山形大学名誉教授 | 伊藤 清郎 | |
| 立正大学地球環境科学部地理学科教授 埼玉県立川の博物館館長 | 小川 義和 | |
| 国立科学博物館理事（兼）副館長 | 栗原 祐司 | |
| 株式会社 J T B 総合研究所執行役員 地域交流共創部長 | 河野まゆ子 | |
| 山形大学学士課程基盤教育院教授 山形大学附属博物館学芸研究員 | 佐藤 琴 | |
| 北海道大学大学院文学研究院講師 | 卓 彦伶 | |
| 株式会社三菱総合研究所社会インフラ事業本部 都市イノベーショングループシニアコンサルタント | 松永 久 | |
| やまがた農業女子ネットワーク発起人 まるつね果樹園共同代表 | 結城こずえ | |